コーポレート・ガバナンス

当行は、コーポレート・ガバナンスの充実・強化の観点から、経営の透明性および効率性を一層高め、お客さま、株主をはじめステークホルダーの皆さまから強い信頼が得られる公正な経営を実現するとともに、その期待に応え企業価値を増大させることが経営の最重要課題の一つであると考えています。

業務執行に係る事項

取締役15名の陣容で、定例取締役会はもとより、必要に応じて臨時取締役会を開催するほか、経営の重要事項に係る協議を行う常務会を機動的に開催し、業務上の重要案件について的確かつ迅速な対応に努めています。また、業務の多様化・高度化に対応し適正な業務執行を補完するため、各種委員会を設置しています。

監査役・監査役会に係る事項

当行は監査役制度を採用しており、監査役および監査役会による監査は、独立性の高い社外監査役3名と業務に精通した社内監査役2名（常勤）が相互補完することにより実効性を高めています。また監査役は、取締役会、代表取締役との意見交換会、常務会及び各種委員会への出席や意見具申等を通じて取締役の業務執行について適正に監視・監査機能を果たしており、経営判断の公正・適法性を確保しています。なお社外監査役は、当行と特別な人的・資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

内部統制システムおよびリスク管理体制の整備の状況

当行は下記の各体制について基本方針を定め、業務の適正を確保するための体制を整備しています。

- コンプライアンス体制
- 情報の保存管理体制
- リスク管理体制
- 効率的な業務体制
- グループ会社管理体制
- 監査役の監査の実効性・独立性を確保する体制　他
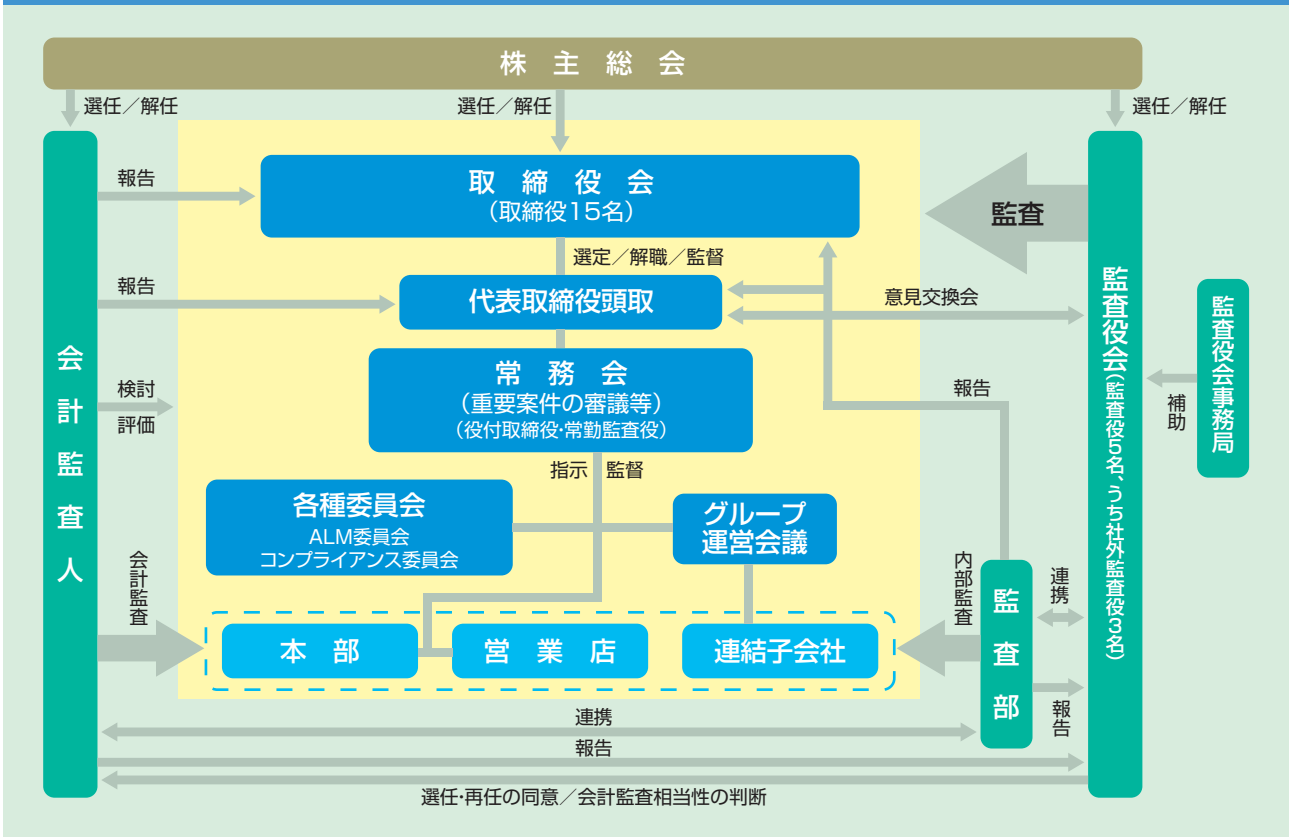
コーポレート・ガバナンス体制（平成20年7月1日現在）